

改正高年齢者雇用安定法（19年4月実施分）

昨年4月の高年齢者雇用安定法の改正によって、最終的に継続雇用における年齢が65歳になるまで段階的に引き上げが行われているところです。

これにより、平成19年4月1日から雇用確保義務年齢は63歳へ上がります。ほとんどの企業が昨年の改正で継続雇用制度を採用していますので、再雇用等労働契約締結の更新にはご留意下さい。

【65歳雇用までの段階的引き上げのスケジュール】

平成18年4月1日～平成19年3月31日まで	62歳
平成19年4月1日～平成22年3月31日まで	63歳 ←
平成22年4月1日～平成25年3月31日まで	64歳
平成25年4月1日～	65歳

自己都合退職の要件変更（雇用保険改定）重要！

雇用保険の基本手当（いわゆる失業保険）の受給資格要件として被保険者期間（勤続期間）が従来は6ヶ月以上あれば受給資格を満たしていましたが、平成19年10月以降の離職に関しては離職理由により以下のように取り扱われます。

自己都合退職の場合は、従来であれば6ヶ月以上あればOKでしたが、今後は1年以上の勤続が必要となります。10月以降は、離職理由をめぐって労使トラブルの増加が予想されます。

<受給資格要件としての被保険者期間（勤続期間）の取扱い>

改正前		改正後
離職理由に拘わらず、離職の日以前、被保険者期間が通算して6ヶ月上であること	➡	①解雇等の離職で従来通り6ヶ月以上 ②解雇以外の自己都合等では12ヶ月以上

※自己都合退職と解雇の取扱いの相違点（労働者の視点から）

	自己都合退職	解雇（会社都合）
給付日数	少ない（不利）	多い（有利）
待機期間	長い（不利）	短い（有利）
被保険者期間	長い（不利）	短い（有利）

← 新たに要件が追加された項目

このFAXがご不要でありましたら、誠に恐縮ではございますが、この紙面を折り返しFAXして頂くか、又はご一報頂ければと存じます。送信リストから削除させていただきます。よろしくお願ひします。

FAX番号45-7166 □不要 貴社名 _____